

屋外広告物申請等に必要な添付図書（いずれも2部）

■ 新規申請

① 屋外広告物許可申請書（第1号様式）

- ・記名押印又は自署が必要。（法人による申請の場合は代表者印が必要。）

② 案内図

- ・案内図板の設置場所、案内する事業所等の場所が分かるもの。
- ・設置場所から案内先への経路、距離を記入する。
- ・案内図を表示する方向を記入する。

③ 仕様書及び設計図（掲示配地図含む）

- ・高さ、面積、構造の分かるもの。

④ 色彩及び意匠を表す図面

- ・表示内容の分かるもの。
- ・案内表示の部分を図示し、その面積と計算式を記入する。
- ・写真、イラストの部分を図示し、その面積と計算式を記入する。
- ・地の色彩をマンセル値で表記する。

⑤ 掲出場所が他人の所有地等の場合、所有者又は管理者の承諾を証する書面

- ・使用承諾書、借地契約書、占用許可書等。（写しで可）

⑥ 周辺のカラー写真（写真の画像を紙印刷したものも可）

- ・隣接する看板との相互間距離が確保されていることが分かるもの。
- ・隣接して看板がある場合、相互間距離を記入する。

⑦ 堅ろうな広告物（高さが4m超）の場合、その他指示する図書

- ・堅ろうな広告物等の管理者設置(変更)届（第10号様式）
- ・管理者になる者の資格を証明するもの。（屋外広告業登録証の写し、又は、屋外広告物講習会修了証の写し等）（注）
- ・工作物の確認済証の写し。

（注）堅ろうな広告物の管理者は屋外広告業登録をしたもの等に限られます。

■ 更新申請

① 屋外広告物許可期間更新申請書（第2号様式）

② 広告物のカラー写真（写真の画像を紙印刷したものも可）

- ・1か月以内に撮影のもの。

③ 屋外広告物点検報告書（第3号様式）

- ・申請前3か月以内に行ったもの。
- ・堅ろうな広告物の場合は、点検実施は堅ろうな広告物等の管理者が行う。

④ 掲出場所が他人の所有地等の場合、所有者又は管理者の承諾を証する書面

- ・使用承諾書、借地契約書、占用許可書等。（写しで可）

※ 除却済(撤去済)の場合は「屋外広告物除却届（第14号様式）」に必要事項を記入し、除却前と後の写真を添付し、2部提出してください。

■ 変更申請

- ① 屋外広告物変更（改造）許可申請書（第4号様式）
- ② 案内図
 - ・案内図板の設置場所、案内する事業所等の場所が分かるもの。
 - ・設置場所から案内先への経路、距離を記入する。
 - ・案内図を表示する方向を記入する。
- ③ 仕様書及び設計図（掲示配地図含む）
 - ・高さ、面積、構造の分かるもの。
- ④ 色彩及び意匠を表す図面
 - ・表示内容の分かるもの。
 - ・案内表示の部分を図示し、その面積と計算式を記入する。
 - ・写真、イラストの部分を図示し、その面積と計算式を記入する。
 - ・地の色彩をマンセル値で表記する。
- ⑤ 周辺のカラー写真（写真の画像を紙印刷したものも可）
 - ・隣接する看板との相互間距離が確保されていることが分かるもの。
 - ・隣接して看板がある場合、相互間距離を記入する。

※ 板面のサイズ等に変更がある場合は、変更申請をしてください。（ただし、軽微な変更の場合には届出不要です。詳細はお問い合わせください。）
設置場所が変わる場合には、新規申請となります。